

市県民税の申告

申告が必要な人

平成18年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市県民税の申告が必要です。

- ◆ 営業や農業、漁業による所得・不動産所得・配当所得・一時所得・雑所得などがある人
- ◆ 給与所得者で：
 - 給与所得以外の所得があつた人
 - 雑損・医療費・寄付金・配当などの控除を受けようとする人
- ◆ 国民健康保険に加入している人及びその世帯主

※所得のない人も申告が必要です。申告をしないと国保税の軽減が受けられない場合があります。

申告が不要な人

- ◆ 所得税の確定申告をした人
 - ◆ 一カ所からの給与収入のみで、年末調整を済ませた人
 - ◆ 全く収入がなく、他の人の扶養親族になつてゐる人
 - ◆ 収入が公的年金のみで、支払報告書が市役所に提出されている人
- ※申告は不要ですが、申告すれば所得税が還付になる場合や、市県民税が減額になる場合があります。

所得税の確定申告

申告が必要な人

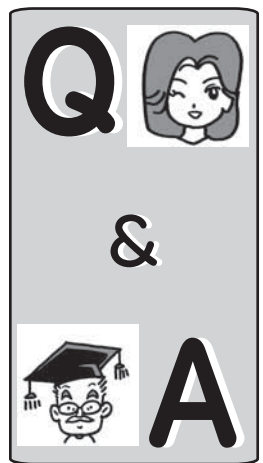
◆ 給与以外の所得がある人で、一年間の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

- ◆ 給与所得者で：
 - 給与収入が二十万円を超える人
 - 給与を一カ所から受けていて、年末調整も済んでいるが、他の所得が二十万円を超える人
- 給与を二カ所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

○ 雑損控除・医療費控除・寄付金控除・住宅取得控除・配当控除などをしようとする人

申告に必要なもの

- ◆ 印かん
- ◆ 所得を明らかにするもの
 - 給与や年金の源泉徴収票
 - 各種所得の収支内訳書
- ◆ 所得控除を明らかにするもの
 - 国保税・介護保険料の領収書
 - 国民年金保険料の納付証明書
 - 生命・損害保険料の控除証明書
 - 障害者手帳
 - 医療費の領収書 など



◆ 申告会場は混雑していて、結構時間がかかるのよね。何とか短時間で済ませられないかしら？

◆ それなら簡単じゃよ。自分で申告書を作成して郵送で提出すればいいんじゃないよ！

◆ 申告書には添付書類も必要なんじゃない？

◆ 給与・年金の源泉徴収票や、いろんな控除を受けるための証明書が必要だよ。農業などの事業や不動産の収入がある人は収支内訳書も忘れないように！

◆ 何だか私には難しそうね。申告相談を受けるときに気をつけておくことは？

◆ 今回の申告から、いくつか改正された点があるんじゃないよ。

◆ 65歳以上の老年者控除がなくなつたこと

◆ 国民年金保険料も納付証明書が必要になつたこと

◆ この二つが大きな改正点じゃな！

◆ 申告期限は3月15日(水)だけど、期限を過ぎても申告できるの？

◆ 申告することはできるだけ、所得税は申告期限が納付期限なんじゃよ。期限を過ぎると延滞税がかかることもあるから、早めの申告と納税を心がけなくちゃいかな！

◆ 医療費控除で所得税が戻るって聞いたんだけど？

◆ 給与所得者の場合、医療費控除は年末調整の対象外だから、還付申告すれば所得税が減額されて、源泉で納めた税金との差額が戻ることになるんじゃないよ！ただし、医療費や通院のための交通費の合計が一定額以上であることが条件だよ！

◆ いくら以上なら還付を受けられるの？

◆ 所得の額に応じて決められているけれど、支払った医療費などから保険などで補てんされた金額を差し引いた額が、10万円以上の場合じゃな！

◆ 私も所得税が還付されるかも。申告が始まるのが楽しみだわ。

◆ 言い忘れてたけど、還付申告なら今日でもできるんだよ！

◆ えっ！そうなの！

◆ じゃあ急がなくっちゃ。

◆ 印かんを忘れてるよ！

問合せ：税務課 ☎2116

笠岡税務署 ☎3402